

## 埼玉県指定自立支援医療機関開設者等指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づく基本的事項を定めることにより、自立支援医療の質の確保及び自立支援医療費の適正化を図ることを目的とする。

### (指導方針)

第2条 指導は、指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従事者（以下「指定自立支援医療機関開設者等」という。）に対し、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程」（平成18年2月厚生労働省告示第65号）、「指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程」（平成18年2月厚生労働省告示第66号）、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領」（平成18年3月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）、「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領」（平成18年3月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）等に定める自立支援医療の取扱い、自立支援医療費に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

### (実施機関)

第3条 指導は、障害者福祉推進課で行う。

### (指導形態等)

第4条 指導の形態は、原則として、次のとおりとする。

#### 一 集団指導

集団指導は、県が指定の権限を持つ指定自立支援医療機関開設者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めての講習又は書面等の方法により行う。

#### 二 実地指導

実地指導は、県が指導の対象となる指定自立支援医療機関開設者等に対して、指定自立支援医療機関開設者等の事業所において実地に行う。

### (指導対象の選定)

第5条 指導は全ての指定自立支援医療機関開設者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を

行う。

一 集団指導

集団指導は県が指定した医療機関を対象とし、指定自立支援医療機関開設者等のうち、指導内容に応じて集団を選定して実施する。

二 実地指導

特に知事が必要と認めた指定自立支援医療機関開設者等を対象に実施する。

(集団指導)

第6条 集団指導は、次のとおり実施する。

一 指導通知

指導対象となる指定自立支援医療機関開設者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の内容等を文書により当該指定自立支援医療機関開設者等に通知する。

二 指導方法

集団指導は、自立支援医療の取扱い、自立支援医療費に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について周知し、徹底を図るものとする。

(実地指導)

第7条 実地指導は、次のとおり実施する。

一 指導通知

指導対象となる指定自立支援医療機関開設者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定自立支援医療機関開設者等に通知する。

ア 実地指導の根拠規定及び目的

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類

カ その他必要な事項

二 指導方法

実地指導は、「指定自立支援医療機関自己点検表」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者から面談方式で行う。

三 指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

四 改善報告書の提出

当該指定自立支援医療機関開設者等に対して、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(指導後の措置等)

第8条 指導後の措置等については、次のとおり実施する。

一 実地指導後の措置

改善報告書で示された改善内容について、実地に確認する必要があるときは、再度実地指導を行うものとする。

二 監査への変更

実地指導中に、以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「埼玉県指定自立支援医療機関監査要綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

ア 著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

イ 自立支援医療費に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月13日から施行し、平成26年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。